

《高額療養費の申請が簡単になります》

1か月の医療費が世帯の収入・所得に応じて決められた限度額を超えたとき、その差額（高額療養費）の払い戻しの手続きについては、対象の月ごとに申請書を提出していただいていたおりましたが、今後は、**初回のみ専用の申請書**を提出して頂くことで、提出後に高額療養費に該当する場合は、申請書の提出を省略して、指定の口座に**高額療養費を受け取ることが出来るようになります**。（毎回申請書を提出する必要がなくなります。）

※ この手続きを「高額療養費支給申請手続きの簡素化」といいます。

- ・この手続きに必要な申請書は、毎月高額療養費の支給対象者にお送りしている高額療養費支給申請書に同封して送付します。
- ・簡素化を希望される方は、「簡素化に関する申請書」に必要事項を記入・押印してご提出ください。

●簡素化対象要件

- ①国保税の滞納がない
- ②診療時点で村上市国民健康保険に加入している

●受付開始日

令和4年11月1日（火）以降

- ・簡素化の申請書を提出された月の翌月以降に支給される高額療養費から簡素化の対象となります。それ以前のものについては、従来通り申請書の提出が必要です。

●その他注意事項

- ・簡素化適用中は、振込がある場合のみ支給決定通知書を送付します。
- ・登録口座が使えなくなった場合や被保険者番号が変更された場合は自動振込を停止します。再度申請書をご提出ください。
- ・簡素化の停止や振込先の変更を希望される場合は、お申し出ください。
- ・75歳到達等により、後期高齢者医療制度へ移行した場合は、後期高齢者医療制度において別途高額療養費の手続きが必要です。

便利な申請手続きの簡素化をご利用ください。



【お問い合わせ】

村上市役所 保健医療課 国保室

電話番号：0254-53-2111（内線 2412、2413）